

公立大学法人長野県立大学監事監査規程

平成 30 年 4 月 1 日 規程第 346 号

（目的）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項に規定する、監事が行う公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）の監査に関し必要な事項を定め、法人の効率的な業務運営及び適正な会計処理を期することを目的とする。

（監事監査の対象）

第 2 条 監事監査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 業務方法書、規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況に関する事項
- (3) 予算の執行状況、収支計画及び決算報告書に関する事項
- (4) 財務報告書、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (5) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (6) 業務の効率性及び経済性に関する事項
- (7) その他監事監査の目的を達成するために必要な事項

（監事監査の種類）

第 3 条 監事監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定期監査 前条に定められた監事監査の対象について、事業年度毎に定期的に実施するもの
- (2) 臨時監査 監事が必要と認めた事項について、臨時に実行するもの

（監事の補助業務）

第 4 条 監事は、必要と認める場合は、所属長の承認のもと、関係職員に監査に関する業務を補助させることができる。

- 2 監事の補助業務を行う職員は、監事監査の実施にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（監事監査計画）

第 5 条 監事は、毎事業年度の初めに監査の実施に関する計画（以下「監事監査計画」という。）を作成するものとする。ただし、臨時監査についてはこの限りではない。

- 2 監事は、監事監査計画を作成若しくは変更したとき、又は臨時監査の必要を認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

（監事監査計画の内容）

第 6 条 前条第 1 項に規定する監事監査計画の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の対象組織
- (3) 監査の実施期間
- (4) 監査の方法
- (5) 監査従事者

(6) その他監査の実施に関し必要な事項

(監査の実施)

第7条 監事は、監事監査計画に基づき監査を実施する。

(監査の方法)

第8条 監査の方法は、実地監査及び書面監査その他適宜の方法とする。

2 監事は、法人の監査を効率的かつ円滑に執行するために、法人の業務運営及び会計経理に関する重要な文書を閲覧することができる。

(重要な会議等への出席等)

第9条 監事は、理事会その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

2 監事は、前項の会議について、出席者等に対して質問を行い、又は説明若しくは関係資料の提出を求めることができる。

(役員等への質問)

第10条 監事は、監査を行うため必要がある場合は、役員及び教職員に対して質問を行い、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 役員及び教職員は、監事及び監事の補助業務を行う職員に積極的に協力しなければならない。

(監査結果報告書)

第11条 監事は、定期監査及び臨時監査終了後遅滞なく監査結果報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

2 前項に規定する監査結果報告書の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 監査結果の概要
- (2) 是正又は改善を求める事項
- (3) その他監事が必要と認める事項

(監事監査後の措置)

第12条 理事長は、監査結果報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

2 理事長は、前項の措置完了後、速やかにその結果を文書により監事に報告しなければならない。

3 監事は、理事長に対して監査結果報告書に記載した事項の是正又は改善の措置状況等について、文書又は口頭による報告を求めることができる。

(知事への意見の提出)

第13条 監事は、法第13条第5項の規定により、監事監査の結果に基づき長野県知事に意見を提出する場合には、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(事故または異例の事態の監事への報告)

第14条 役員又は教職員は、業務上の事故又は異例の事態が発生したとき、又は法人に著しい損害が発生するおそれがあると認めるときは、速やかにその旨を口頭又は文書により監事に報告しなければならない。

2 監事は、前項の報告を受けたときは、その調査を行い、理事長に必要な助言又は勧告を行うことができる。

(委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。